

南岩本公園再整備事業基本協定の改定について

令和6年10月にPark-PFI事業者と締結しました「南岩本公園再整備事業基本協定(以下、基本協定)」には、同事業と指定管理の対象業務の範囲や費用負担について不明確な部分がありました。

そのため、基本協定から指定管理の対象業務の範囲となる「本市が整備を行う施設」及び「指定管理」に関する記述を削除し、Park-PFI事業者の役割及びリスク分担を明確にするべく、基本協定を改定しますので、御報告いたします。

改定の主な概要

- 1 「本市が整備を行う施設」に関する記述を削除（第2条、第3条、第33条、第34条第3項など）
- 2 指定管理に関する記述を削除（第3条第2項、第35条など）
- 3 「本市が整備を行う施設」に関する記述の削除に伴い、役割分担の記述を削除（第4条、別表2）
- 4 リスク分担表への、第34条第3項の修正内容の反映（現行の別表4、改定後の別表3）
- 5 現行の第35条削除に伴う、各条の繰上げ